

福岡市公民連携窓口「mirai@」へのご提案にあたっての

留 意 事 項

ご提案にあたっては、以下の事項についてご了承いただいたものとみなしますので、ご提案前に必ずご確認くださいませようお願いいたします。

- 1 「mirai@」へのご提案は、「ご提案内容を自ら実施できる民間事業者」より受け付けます。個人（個人事業者を除く。）やご提案内容を自ら実施できない事業者からのご提案を受け付けることはできません。
- 2 ご提案の内容等によっては、具体的にご提案等を受け付ける他の窓口をご案内することがあります。
(例)
 - ・ PPP／PFI に関する民間発案、民間提案・・・財政局大規模施設調整課
 - ・ NPO との共働事業提案制度・・・市民局市民公益活動推進課 など
- 3 ご提案者又はご提案内容が、(1) から (6) までのいずれかに該当する場合は、ご提案の受付等を行うことができません。また、対話・調整の結果、該当する事実が判明した場合には、その後、ご提案者との対話・調整を行いません。
 - (1) 法令及び公序良俗に反する場合
 - (2) 事業遂行能力が認められない場合
 - (3) 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど、行政の中立性を損なうおそれがあると判断される場合
 - (4) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合
 - (5) 提案内容の把握等に関し、提案者の協力が得られない場合
 - (6) 福岡市の施策や規定等に反するご提案や、公共性・公平性に問題があるご提案、その他連携を図ることが適当でないと判断される場合
- 4 ご提案内容については、対話や調整の結果により、実現できないことがあります。また、関係部局・関係機関（以下「関係部局等」という。）との調整などに、非常に時間を要する場合があります。
- 5 「mirai@」ホームページに掲載している提案フォームによるご提案後に、原則として福岡市役所内で対話を開始します。

- 6 ご提案の受付や対話の開始は、提案内容実施の合意となるものではなく、本市が提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
なお、市予算を必要とする場合は、事業化決定（予算措置等）後に、公募等により事業者の選定を行います。（市発注時は公募等を実施しますが、提案者の提案を基に市発注案件が生まれ、受注する機会が生じることとなります。）
- 7 提案の成立・不成立にかかわらず、ご提案及び対話・調整等にかかる一切の費用等（企画や協議等に要する人件費、交通費、資料作成に要する経費など一切の費用、生じた損害等）の補てんや賠償は行いません。
- 8 自由な発想でのご提案をいただくため、ご提案内容等については、事業が実現する際の公表を除き、原則公表は行いません。事業実現時にご提案内容等の一部又は全部の公表を希望しない場合は、別途協議させていただきますので、提案時または対話時にお申し出ください。
なお、本市では職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)に基づき情報公開の対象となっており、提案者情報(担当者個人に係るものは除く。)及びプロジェクトの名称に限り、原則として公開の対象とさせていただきます。これらの情報の公開に支障がある場合は、個別に判断を行いますので、お申し出ください。
- 9 関係部局等との調整にあたり、必要な範囲でご提案内容（対話時の協議資料等を含む）を、関係部局等に公開、提供する場合があります。また、ご提案を踏まえ、本市が実施を決定した場合に、実施事業者の公募等の手続きが必要となることがありますが、その際に、ご提案者から得た情報等を利用し、公募等のための仕様を作成する場合があります。
ただし、ご提案者独自の権利やノウハウなど公表等により不都合が生じる情報がある場合には、ご提案者のご希望を踏まえ、協議、配慮をさせていただきます。
- 10 事業実施等において、一般には公開されていない情報等の取扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、適切に情報管理を行ってください。
- 11 その他ご不明な点等がございましたら、mirai@へお問い合わせください。

【問い合わせ】

福岡市総務企画局企画調整部（mirai@担当）Tel 092-711-4408